

2月15日(木)必着!

社保情報

「酸素の購入価格の届出」は 関東信越厚生局 栃木事務所に

酸素を使用する保険医療機関は、前年（2017年）の1月から12月までの間に購入した酸素の対価及び容積を、今年（2018年）の2月15日（木）までに、別紙様式25「酸素の購入価格に関する届出書」により地方厚生局長に届け出る必要があります。

今回届出をした購入単価が、2018年4月から2019年3月までの酸素の請求に対応する価格となります。ただし、請求にあたっては告示通知に定める上限単価を超えることはできません。なお、届け出なかった場合は、診療で使用する酸素の算定ができませんのでご注意ください（酸素の届出については、施設基準等はなく、単に購入価格等だけの届出を行います）。

また、酸素の購入実績がある医療機関のみが届出ればよく、今までに酸素の使用がなく酸素の購入実績がない保険医療機関については提出不要です。

なお、今までに購入実績がない場合は、購入をした時点で随時地方厚生局長に届出を行います。

届出事項：酸素の購入価格／届出期間：2018年2月15日（木）必着

提出先：関東信越厚生局・栃木事務所（☎028-341-8486）

〒320-0043 栃木県宇都宮市桜 5-1-13 宇都宮地方合同庁舎 5階